令和７年４月７日（月）関市農業委員会総会

場所：関市役所　６階大会議室

令和７年４月７日（月曜日）午前９時３０分　開会

農業委員会総会

（１）議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

（２）議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について

（３）議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について

（４）議案第４号　事業計画変更申請に対する意見について

（５）議案第５号　農用地利用集積等促進計画に関する意見について

（６）議案第６号　非農地の判断について

○出席委員（１７名）

１番　安田　美雄　君　　２番　河村　清孝　君　　３番　丹羽　英治　君

４番　吉田　忠男　君　　６番　鵜飼　秀樹　君　　７番　林　百恵　君

８番　後藤　信一　君　　９番　尾口　文良　君　　１１番　足立　宜穂　君

１２番　後藤　一夫　君　１３番　亀山　良平　君　１４番　森　種生　君

１５番　池田　政吉　君　１６番　長尾　始　君　　１７番　山田　達史　君

１８番　日置　香　君　　１９番　田下　喜代　君

○欠席委員（２名）

５番　和田　ひとみ　君　１０番　松永　佳己　君

○委員以外の出席者（３名）

農業委員会事務局長　山岡　透　君

農業委員会事務局課長補佐　河村　一成　君

農業委員会事務局主任主査　武藤　好人　君

○農業委員会事務局長（山岡　透　君）
定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。
それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（丹羽　英治　君）
（あいさつ）

○農業委員会事務局長（山岡　透　君）
それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。
５番　和田委員、１０番　松永委員の２名ですので、ご報告をさせていただきます。
また、４月に人事異動によりまして、事務局の異動がございましたので
この場をお借りしまして、ご紹介させていただきます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村　一成　君）
よろしくお願いします。

○農業委員会事務局長（山岡　透　君）
それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（丹羽　英治　君）
ただ今から、　関市農業委員会総会を開催します。
会議規則第８条の規定により、過半数の委員の出席をいただいており、
総会は成立しています。
次に、議事録署名委員の指名を行います。
１２番　後藤一夫委員、１３番　亀山委員のお二人にお願いします。
これより、議案の審議に入ります。

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村　一成　君）
農地法第３条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めるというものです。
１番の案件
議案は１ページ、位置図は１ページになります。
申請地は、鮎之瀬大橋から南東に４００ｍに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目　田　１，６３７㎡。
申請の目的は、所有権移転です。
譲渡人は、相続で申請地を取得したが、農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというもの。
譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

２番の案件
位置図は２ページになります。
申請地は、山田公民センターから南東に３００ｍに位置する
農振農用地区域外の登記地目　田、現況地目　畑　３４１㎡。
申請の目的は、所有権移転です。
譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというもの。
譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

３番の案件
議案は２から３ページになります。位置図は３ページになります。
申請地は、雁曽礼集会所から西２００ｍ、南東２００ｍから５００ｍと７００ｍに位置する
農振農用地区域内の
登記・現況地目　田　１４筆　４，４８６．６８㎡
登記・現況地目　畑　２筆　２３２㎡
登記地目　田、現況地目　畑　１筆　１６１㎡
登記地目　宅地、現況地目　田　１筆　６５．４２㎡
農振農用地区域外の
登記・現況地目　畑　１筆　８１㎡
登記地目　宅地、現況地目　田　１筆　５４．２８㎡
合計　２０筆　５，０８０．３８㎡。
申請の目的は、所有権移転です。
譲渡人は、前所有者の相続財産清算人であり、相続財産を売却したいというもの。
譲受人は、申請地近隣の住宅を買い受けると同時に、申請地を取得し、営農を開始したいというものでございます。
営農計画書が提出されており、近隣農家の方に教わりながら営農を開始したいという内容になっています。

以上、３件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽　英治　君）
事務局の説明が終わりました。
続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。
１番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○１１番（足立　宜穂　君）
特に意見はありません。

○議長（丹羽　英治　君）
２番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○１４番（森　種生　君）
特に意見はありません。

○議長（丹羽　英治　君）
３番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○１５番（池田　政吉　君）
営農計画書なのですが、田んぼは休耕中のものと、去年まで作付けしてあり、起こしてあるものがあり、畑についても、野菜を作られた形跡があるものもあり、土地によって様々な状況ですが、農業経験のない方で、これだけの面積を営農していくことは難しいと思われますので、今後も見守っていく必要があると思います。
隣地の○○さんに確認したところ、作業委託を受けるということで、田んぼについては、お任せするということでした。畑は、耕運機を購入し、家庭菜園的に始められて、軌道に乗ってこれば道の駅にも出したいという内容です。
現状では問題はないと思います。

○議長（丹羽　英治　君）
これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第１号について、番号ごとに採決いたします。
１番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。
よって、議案第１号１番は、許可することに決しました。
２番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。
よって、議案第１号２番は、許可することに決しました。

３番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。
よって、議案第１号３番は、許可することに決しました。

続いて、議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について
を議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村　一成　君）
農地法第４条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めるというものです。
１番の案件
議案は３ページ、位置図は４ページになります。
申請地は、東海環状自動車道関広見ＩＣ料金所から北西に６００ｍに位置する
登記地目　畑、現況地目　雑種地　２筆　１６０㎡。
農地の区分は、街区の面積の４０％以上が宅地化されているため、第３種農地と考えます。
転用の目的は、自家用駐車場兼農業用施設でございます。
申請人は、申請地の近隣に居住しており、申請地を自家用駐車場と農機具置場として利用したいというものでございます。
３月１２日に現地を確認したところ、農地性を失っており、始末書が添付されています。
申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。
以上、１件についてご審議をお願いします。

○議長（丹羽　英治　君）
事務局の説明が終わりました。
続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。
１番の案件につきまして、後藤　一夫委員、ございますか。

○１２番（後藤　一夫　君）
特に問題はありませんが、私の自宅の近くなのですが、これまでに畑地としては利用されていないと思われますが、登記地目が畑のため、農地法上の手続きが必要ということですか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村　一成　君）
そうです。

○議長（丹羽　英治　君）
これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第２号について、採決いたします。
１番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。
よって、議案第２号１番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村　一成　君）
農地法第５条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めるというものです。
１番の案件
議案は４ページ、位置図は５ページになります。
申請地は、長良川鉄道関富岡駅から南東に５００ｍに位置する
登記・現況地目　田　３４６㎡。
農地の区分は、概ね１０ｈａ以上の一団の農地の区域内であるため、第１種農地と考えます。
転用の目的は、一般個人住宅でございます。
使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。
使用借人は、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。
３月１２日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第１種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

２番の案件
位置図は６ページになります。
申請地は、長良川鉄道関富岡駅から西に３００ｍに位置する
登記・現況地目　田　２筆　２，９４４㎡。
農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（１０区画）でございます。
譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。
譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を宅地分譲地として造成し、販売したいというものでございます。
３月１２日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

３番の案件
位置図は７ページになります。
申請地は、田原グラウンドから西に４００ｍに位置する
登記・現況地目　畑　３６５㎡。
農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。
転用の目的は、一般個人住宅でございます。
譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。
譲受人は、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。
３月１２日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

４番の案件
位置図は８ページになります。
申請地は、天神公民センターから南西に３００ｍに位置する
登記・現況地目　田　３５４㎡。
農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。
転用の目的は、一般個人住宅でございます。
譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。
譲受人は、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。
３月１２日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

５番の案件
議案は５ページ、位置図は９ページになります。
申請地は、関市東本郷公民センターから南に３００ｍに位置する
登記地目　畑、現況地目　雑種地　７３０㎡
登記地目　雑種地、現況地目　畑　６．９７㎡　　合計　７３６．９７㎡。
農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（５区画）でございます。
譲渡人は、遠方に居住しており、農地の維持管理が困難であるため、譲受人の要望に応えるというもの。
譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を宅地分譲地として造成し、販売したいというものでございます。
３月１２日に現地を確認したところ、一部農地性を失っており、始末書が添付されています。
申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

６番の案件
位置図は１０ページになります。
申請地は、国道２４８号線　倉知赤尾交差点から東に４００ｍに位置する
登記・現況地目　田　２筆　８１８㎡。
農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。
転用の目的は、サービス付き高齢者向け賃貸住宅でございます。
譲渡人は、遠方に居住しており、耕作が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。
譲受人は、介護サービス業を営んでおり、申請地にサービス付き高齢者向け住宅を建築したいというものでございます。
３月１２日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

７番の案件
位置図は１１ページになります。
申請地は、緑ケ丘公園から東に２００ｍに位置する
登記地目　宅地、現況地目　畑　１６１．９８㎡。
農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。
転用の目的は、一般個人住宅（駐車場・庭）でございます。
譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。
譲受人は、申請地の隣地に居住しているが、駐車場が不足しているため、申請地を買い受け、駐車場と庭として利用したいというものでございます。
３月１２日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

８番の案件
位置図は１２ページになります。
申請地は、緑ケ丘公園から東に５０ｍに位置する
登記地目　宅地、現況地目　畑　９．６２㎡
登記地目　雑種地、現況地目　畑　２２３㎡　２筆合計　２３２．６２㎡。
農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。
転用の目的は、一般個人住宅でございます。
譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。
譲受人は、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。
３月１２日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

９番の案件
議案は６ページ、位置図は１３ページになります。
申請地は、関警察署から北東に５００ｍに位置する
登記・現況地目　畑　４筆　１，５９５㎡。
農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。
転用の目的は、分譲住宅（６区画６棟）でございます。
譲渡人は、多忙により農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。
譲受人は、不動産建築業を営んでおり、申請地を分譲住宅敷地とし造成し、販売したいというものでございます。
３月１２日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

１０番の案件
位置図は１４ページになります。
申請地は、関警察署から東に５００ｍに位置する
登記・現況地目　畑　４９０㎡。
農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。
転用の目的は、一般個人住宅でございます。
使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。
使用借人は、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。
３月１２日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

１１番の案件
位置図は１５ページになります。
申請地は、関市農村婦人の家から北東に２００ｍに位置する
登記・現況地目　田　２筆　８２７㎡。
農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。
転用の目的は、太陽光発電施設でございます。
譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。
譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、申請地に太陽光発電施設を設置したいというものでございます。
３月１２日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

１２番の案件
位置図は１６ページになります。
申請地は、市立西部保育園から東に４００ｍに位置する
登記・現況地目　田　７６１㎡。
農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。
転用の目的は、太陽光発電施設でございます。
譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。
譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、申請地に太陽光発電施設を設置したいというものでございます。
３月１２日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

１３番の案件
議案は７ページ、位置図は１７ページになります。
申請地は、市立西部保育園から東に４００ｍに位置する
登記地目　田、現況地目　畑　２７５㎡。
農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。
転用の目的は、一般個人住宅でございます。
使用貸人は、相続により申請地を取得したが、農地の維持管理が困難になったため、使用借人の要望に応えるというもの。
使用借人は、現在の住居が手狭になってきたため、申請に自己用住宅を建築したいというものでございます。

３月１２日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

１４番の案件
議案は７、８ページ、位置図は１８ページになります。
申請地は、雁曽礼集会所から北東に２，１００ｍと１，３００ｍ、南東に４００ｍから８００ｍに位置する
登記地目　田、現況地目　山林　７筆　２，１０１㎡
登記地目　畑、現況地目　山林　４筆　１，０４２㎡
登記地目　畑、現況地目　原野　３筆　１，５６８㎡　合計　４，７１１㎡。
農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地の為、第２種農地と考えます。
転用の目的は、植林でございます。
譲渡人は、前所有者の相続財産清算人であり、相続財産を売却したいというもの。
譲受人は、申請地近隣の住宅を買い受けると同時に、申請地を取得し、山林として管理したいというものでございます。
３月１２日に現地を確認したところ、山林化しており、始末書が添付されています。
申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

１５番の案件
位置図は１９ページになります。
申請地は、雁曽礼集会所から南東に５００ｍに位置する
登記地目　畑、現況地目　宅地　２３０㎡。
農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。
転用の目的は、農業用施設でございます。
譲渡人は、前所有者の相続財産清算人であり、相続財産を売却したいというもの。
譲受人は、申請地近隣の住宅を買い受けると同時に、申請地を取得し、農業用施設用地として利用したいというものでございます。
３月１２日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。
申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

１６番の案件
位置図は２０ページになります。

申請地は、雁曽礼集会所から南東に４００ｍに位置する
登記地目　畑、現況地目　宅地　５８８㎡。
農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。
転用の目的は、一般個人住宅（離れ・車庫・便所・庭）でございます。
譲渡人は、前所有者の相続財産清算人であり、相続財産を売却したいというもの。
譲受人は、申請地近隣の住宅を買い受けると同時に、申請地を取得し、住宅用敷地として利用していきたいというものでございます。
３月１２日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。
申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。
以上、１６件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽　英治　君）
事務局の説明が終わりました。
続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。
１番と２番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○１番（安田　美雄　君）
２番の案件について、図面を見ますと、線路沿いの土地ですが、囲繞地になっておりまして、管理のために、申請地を通行していましたが、そこを宅地にされるということで、囲繞地通行権を利用しなければ、管理が難しくなってしまいます。気の毒ですが、やむを得ないと思います。
また、現地確認の時点で、既に着工しておりましたので、事務局にも連絡をしました。
その際に、申請地に宅地分譲の旗が立っていることも確認したのですが、こちらは問題ないでしょうか。
１番の案件については、進入路が狭いようですので、建築基準法上の４ｍ以上を確保することに問題はないでしょうか。

○農業委員会事務局主任主査（武藤　好人　君）
旗については、農地転用許可がなければ、正式には売買契約が成立せず、仲介業者による販売促進という意味合いだと思いますので、問題はないと考えております。

○農業委員会事務局課長補佐（河村　一成　君）
もう一点、許可前の工事についてですが、金曜日に現地確認をしまして、事業者に聞き取りをしましたが、用水が流れる前に、側溝の工事だけはやっておきたいということで、着手し

てしまったということです。道路占用の許可は取ってあるということでした。当日中に、担当の行政書士に連絡をし、事業者にも伝えてもらい、始末書も提出をしてもらいました。

○議長（丹羽　英治　君）
３番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村　一成　君）
特に意見はありません。

○議長（丹羽　英治　君）
４番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○４番（吉田　忠男　君）
特に意見はありません。

○議長（丹羽　英治　君）
５番の案件につきまして、本日欠席されました、和田委員から、意見は無い旨を伺っております。
６番の案件につきまして、後藤　信一委員、ございますか。

○８番（後藤　信一　君）
特に意見はありません。

○議長（丹羽　英治　君）
７番から１０番の案件につきまして、本日欠席されました、松永委員から、意見は無い旨を伺っております。
１１番の案件につきまして、後藤　一夫委員、ございますか。

○１２番（後藤　一夫　君）
特に意見はありません。

○議長（丹羽　英治　君）
１２番と１３番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○１３番（亀山　良平　君）
特に意見はありません。

○議長（丹羽　英治　君）
１４番から１６番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○１５番（池田　政吉　君）
杉の木を植えるということですが、ほとんどの場所で、木が成長しており、植えるにしても、影になってしまい、成長しない場所もあると思いますが、相続財産ということもあり、現状で○○さんの土地を全て譲り受けなければいけないということだと思いますので、やむを得ないかと思います。

○議長（丹羽　英治　君）
これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第３号について、番号ごとに採決いたします。
１番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。
よって、議案第３号１番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

２番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。
よって、議案第３号２番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

３番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。
よって、議案第３号３番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

４番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。
よって、議案第３号４番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

５番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号５番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

６番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。
よって、議案第３号６番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

７番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。
よって、議案第３号７番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

８番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。
よって、議案第３号８番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

９番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。
よって、議案第３号９番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１０番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。
よって、議案第３号１０番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１１番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。
よって、議案第３号１１番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１２番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。
よって、議案第３号１２番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１３番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。
よって、議案第３号１３番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１４番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。
よって、議案第３号１４番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１５番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。
よって、議案第３号１５番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１６番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。
よって、議案第３号１６番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第４号　事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村　一成　君）
農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

１番の案件
議案は９ページ、位置図は２１ページになります。
申請地は、市立富岡小学校から南に３００ｍ　に位置する
現況地目　雑種地　３筆　５，８０６㎡。
農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。
当初事業計画は、複合店舗工事の為、４月３０日まで駐車場として利用するというものでしたが、追加工事が発生したため、事業完了予定日を１０月３１日まで延長するものです。
以上、１件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽　英治　君）
これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。
議案第４号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。
よって、議案第４号は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第５号　農用地利用集積等促進計画に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村　一成　君）
農用地利用集積計画の農用地利用等促進計画への統合に伴い、今年度より出し手から担い手への直接の権利の設定ができなくなり、岐阜県農畜産公社へ権利の設定をし、担い手へ貸付することに統一されました。
農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定により、下記の農用地利用集積等促進計画に対する意見を求めるというものです。
議案は１０ページから１１ページになります。
使用貸借権設定に関するものについて、
新規が２１筆　２５，９７０㎡でございます。
地区は、小屋名、広見、肥田瀬地区です。
権利の設定を受ける者は、岐阜県農畜産公社でございます。
以上です。

○議長（丹羽　英治　君）
これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。
議案第５号について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。
異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。
よって、議案第５号は、原案のとおりは「意見無し」と回答することに決しました。
続きまして、議案第６号　非農地判断についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村　一成　君）
非農地判断について
下記の土地を非農地として判断することについて、審議を求めるというものです。
議案は１２ページになります。

１番の案件
位置図は２１ページになります。
多良木公園から西に７００ｍ
登記地目　田、現況地目　山林　８９㎡
以上、ご審議お願いします。

○議長（丹羽　英治　君）
事務局の説明が終わりました。
続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。
１番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○１５番（池田　政吉　君）
写真のとおり、山林となっていますので、非農地として判断しました。

○議長（丹羽　英治　君）
これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第６号１番について、原案のとおり非農地判断することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。
よって、議案第６号１番は、原案のとおり可決しました。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡　透　君）
次回の農業委員会総会は、令和７年５月８日（木）午前９時３０分より
関市役所　６－２会議室を予定しております。

令和７年２月１８日に開催された、岐阜農業会創立７０周年記念式典の資料が受付にございますので、欠席者等で必要な方は、お持ち帰りください。
閉会にあたりまして、職務代理よりご挨拶いただきたいと思います。

○職務代理（山田　達史　君）
（挨拶）

午前１０時３０分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

㊞

１２番

㊞

１３番

㊞